

令和2年度生活保護基準の改定について（第76次改定）

1 生活保護基準の改定等（令和2年10月1日実施）

生活保護基準の改定は、一般国民の消費水準との均衡を図りながら、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で行われています。令和2年度については、国からの通知により10月から生活保護基準が変更となります。

2 主な改定内容

見直しは段階的（平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月の3段階）に実施しており、3年目となる今回が最終です。

(1) 生活保護基準額

衣食その他日常生活の需要を満たすため、健康で文化的な最低限度の生活費を世帯単位・月単位で支給します。

昨年に引き続き、個々の世帯での生活扶助費（児童養育加算及び母子加算含む）の減額幅が、見直し前の基準からマイナス5%以内となるよう、改定を行います。

$$\text{令和2年度居宅基準（合計額）} = \text{「新基準」又は「旧基準} \times 0.855\text{」のいずれか高い方} + \text{経過的加算}$$

(2) 児童養育加算

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成にかかる費用（具体的には学校外活動費用）を加算します。

【現行】 高校生まで月10,190円（3歳未満（第3子以降は小学校終了前）月11,820円）

【改定】 高校生まで月10,190円（一律）

(3) 母子加算

ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算します。

- | | | |
|---------------------|---------------|---------------|
| ・児童1人 | 【現行】 月20,300円 | 【改定】 月18,800円 |
| ・児童2人の場合に加算する額 | 【現行】 月3,900円 | 【改定】 月4,800円 |
| ・児童3人以上1人を増す毎に加算する額 | 【現行】 月2,300円 | 【改定】 月2,900円 |

<具体的な最低生活費の計算例>

1 一般3人世帯(42歳男、38歳女、14歳子)

令和2年9月まで

生活扶助	基準額	158,520
	児童養育加算	10,190
住宅扶助		69,800
教育扶助	基準額	5,100
	学級費	770
	学習支援費	実費支給
計		244,380

令和2年10月から

生活扶助	基準額	156,150
	児童養育加算	10,190
住宅扶助		69,800
教育扶助	基準額	5,100
	学級費	1,000
	学習支援費	実費支給
計		242,240

2 母子2人世帯(45歳女、17歳子)

令和2年9月まで

生活扶助	基準額	122,980
	母子加算	20,300
	児童養育加算	10,190
住宅扶助		64,000
生業扶助 (高校就学費)	基本額	5,300
	学級費	1,780
	学習支援費	実費支給
計		224,550

令和2年10月から

生活扶助	基準額	123,780
	母子加算	18,800
	児童養育加算	10,190
住宅扶助		64,000
生業扶助 (高校就学費)	基本額	5,300
	学級費	2,330
	学習支援費	実費支給
計		224,400

3 母子3人世帯(30歳女、4歳子、1歳子)

令和2年9月まで

生活扶助	基準額	143,370
	母子加算	24,200
	児童養育加算	20,380
住宅扶助		69,800
計		257,750

令和2年10月から

生活扶助	基準額	144,800
	母子加算	23,600
	児童養育加算	20,380
住宅扶助		69,800
計		258,580

4 高齢者単身世帯(75歳女)

令和2年9月まで

生活扶助	73,170
住宅扶助	53,700
計	126,870

令和2年10月から

生活扶助	71,900
住宅扶助	53,700
計	125,600

5 高齢者2人世帯(72歳男、67歳女)

令和2年9月まで

生活扶助	118,700
住宅扶助	64,000
計	182,700

令和2年10月から

生活扶助	119,920
住宅扶助	64,000
計	183,920